

第27回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年9月12日(月) 午前9時30分から午前10時12分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第4委員会室

3. 出席委員(8名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
5番委員	石橋	祐一
6番委員	藤原	優子
7番委員	伊藤	照子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(1名)

4番委員	中島	照章
------	----	----

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	土山	浩文
次 長	野田	稔雄
職 員	塚本	雄二
職 員	堀江	陽子

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第27回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、6番委員、7番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
では、早速、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、1件の申請がっております。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 当案件は、譲渡人の空家となったご実家を譲受人の〇〇さんが作業拠点として購入される際、隣接する農地も合わせて譲ることで話がまとまったものでございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 では次に地区担当委員の意見を伺いたいと思います。
7番委員が担当ですので、7番委員からお願いします。

5番委員 はい。購入者の〇〇さんは認定農業者でもあり、申請地で露地野菜行うとのこと。空家購入での隣接農地を取得ということで、妥当だと思います。

議長 ありがとうございます。
早速審議に入りたいと思います。
皆さんからご意見ご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようでございますので、採決に入ります。
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
 (全員賛成)
 ありがとうございました。
 全員賛成で許可することに決定します。

議長 続いて

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、5件の申請がっております。
それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 1番は、売買事業による申請でございます。

 なお、4筆のうち2番目の農業用倉庫があった土地については、今年、倉庫を解体され土盛り部分も削り均され、隣接する田と一体的に利用されたことから農地台帳に田として登録したうえで取扱っている案件でございます。

 2番は、〇〇さん耕作地の道路向かいにある農地の貸借申請でございます。

 3番と4番は、期間満了による更新申請でございます。

 5番は、以前から貸借されていたものの法人経営に変更されたため、新規の貸借となっている申請でございます。

 説明は以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局が終わりました。
皆さんから何かご意見ご質問はございませんでしょうか。
 (発言者なし)

議長 私から1番案件の中間管理事業の関係で誤解をしていたことがございましたので、委員の皆さんも知っておいて頂きたいので話したいと思ひます。

 中間管理事業においては、農業委員会が現地調査を行い農地として認定し、農地台帳に登録すれば、事業の取扱いができます。この際に、登記地目まで整理してくれるものと誤解しておりましたので、慌てて、購入希望者の〇〇さんにお伝えしたところでした。

 中間管理事業では、売買による所有権の移転登記は行ってくれますが、それ以外である死亡者から相続への名義変更や登記地目の変更は行ってくれませんので、

ご説明をされる際にはご注意ください。以上です。

議長 皆さんからご質問はございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入りたいと思います。
議案第3号は一括採決としたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、そのようにさせていただきます。
議案第2号に賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で許可することに決定いたします。
続いて、
では、次の報告事項に進みます。

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
本件は、隣接する宅地を資材置場に利用計画があり、1筆だけ農地があったため、この部分については駐車場として利用するとの届出でございます。

議長 何かご質問はございませんか。

議長 無いようですので報告第1号を終わります。
続きまして、

報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
この案件は、先ほどの売買事業の対象ため貸借解約が提出されたものです。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第2号を終わります。
続きまして、

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
本件2筆は、開発許可の事前協議があつているもので、店舗建設計画があり、そのため先行して解約通知があつたものです。
この後、転用届が提出予定の場所でございます。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第3号を終わります。
続きまして、

報告第4号 非農地証明について

議長 報告第4号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
1番は、道路と宅地の間にある土地で、長年、車庫利用をされていたものでございます。
2番は、宅地売買にあたり登記地目の整理のため、2年ほど前から相談を受けていた案件ですが、広い農地の一部利用であるため、利用部分と農地との分筆が必要であるものでしたが、この度、分筆をされたうえでの申請でございます。
3番、4番も売買を進める中での登記地目整理が目的でございます。

議長 説明がございましたが、質問はございませんか。
(発言者なし)

9番委員 非農地証明の基準はどうなっていたでしょうか。

事務局 非農地証明の取扱いについては、20年以上利用されているものなど交付要件を満たしたものが対象となります。

9番委員 20年未満の場合はどうなりますか。

事務局 その場合は、転用届に始末書付きでお願いしております。
農地を所有される方は、他にも農地をお持ちの方が多いので、別の場所で同じ
事を起こさないにという注意を促すためにもお願いしております。

9番委員 分かりました。

議長 無いようですので、報告4号を終わります。

議長 これをもちまして第27回農業委員会総会を終了いたします。

－閉会－

以上